

南房総市自給飼料緊急生産機械導入支援事業 ～飼料生産用機械の導入に対し補助金を交付します～

輸入飼料の価格高騰により厳しい畜産経営が続く中で、自給飼料に立脚した生産構造への転換を促進するため、農業者が行う自給飼料の生産に必要な機械の導入に係る経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

交付対象者 3戸以上で組織される営農集団であって、以下のいずれにも該当するもの

- ① 市内に住所又は畜舎を有していること。
- ② 市内において出荷又は販売目的の農業を営んでいること。
- ③ 組織のいずれの農業者も令和5年分の農産物販売金額が50万円以上であること。
- ④ 次年度以降も農業を継続し、自給飼料の生産拡大を行うこと。
- ⑤ 市民税などを滞納していないこと。

補助対象経費等

補助事業	補助対象経費	補助金額
国庫補助事業	飼料自給率向上総合緊急対策事業実施要領（令和4年12月27日付け4畜産第1933号農林水産省畜産局長通知）に基づき実施する共同利用機械の購入に要する経費	補助対象経費の10分の8以内（国、県の補助金額を含む）の額。 上限10,000,000円
県補助事業	県産飼料自給体制整備事業実施要領（令和5年3月17日付け畜第1869号千葉県農林水産部長通知）に基づき実施する共同利用機械の購入に要する経費	補助対象経費の10分の8以内（県の補助金額を含む）の額。 上限10,000,000円
市補助事業	自給飼料生産拡大に必要な次に掲げる共同利用機械の購入に要する経費 (1) 飼料収穫用機械（自走式を含む。） (2) 飼料調整用機械（自走式を含む。） (3) 飼料運搬用機械（自走式を含む。） (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める機械等	補助対象経費の10分の8以内の額。 上限4,000,000円

※ 補助金は1回限り交付する。

※ 申請額は消費税及び地方消費税を除いた額とする。

※ 事業は年度内に完了できるものとする。

※ 中古機械は残存耐用年数が5年以上ある場合に補助の対象とする。

申請方法 事前に農林水産課まで御相談ください。

受付窓口 南房総市農林水産部農林水産課農業振興係 ☎0470-33-1071

午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日除く）。